

○糸満市上下水道部指定給水装置工事事業者規程

平成10年4月1日

水道管理規程第2号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 指定給水装置工事事業者の指定等（第4条—第10条）
- 第3章 給水装置工事主任技術者（第11条・第12条）
- 第4章 指定給水装置工事事業者の義務（第13条—第18条）
- 第5章 雑則（第19条—第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、糸満市水道事業給水条例（平成10年糸満市条例第5号。以下「給水条例」という。）第7条第4項の規定に基づき、糸満市上下水道部指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施工を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。

2 この規程において「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

3 この規程において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

4 この規程において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために糸満市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

5 この規程において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

6 この規程において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

7 この規程において「管理者」とは、水道事業の管理者の権限を行う市長のことをいう。

（業務処理の原則）

第3条 指定工事事業者は、法、政令、施行規則、給水条例、糸満市水道事業給水条例施行規程（昭和48年糸満市水道管理規程第1号）及びこの規程並びにこれらの規程に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

第4条 給水条例第7条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則第18条第1項に定められた様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 給水条例第2条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 次条第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し

4 前項第1号に規定する書類は、施行規則第18条第3項及び第34条第2項に定められた様式第2によるものとする。

(指定の基準)

第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号全てに適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、

判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

エ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

カ 法人であつて、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるものの

(指定の更新)

第5条の2 第4条第1項の指定工事事業者の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

5 前項において準用する次条第1項に規定する場合において、管理者は、指定給水装置工事事業者から指定工事事業者証を返納させた上で、新たな指定工事事業者証を交付するものとする。

(指定工事事業者証の交付)

第6条 管理者は、第4条第1項の指定を行つたときは、速やかに指定工事事業者に糸満市上下水道部指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事事業者証」という。）（様式第2の2）を交付する。

2 指定工事事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取り消しを受けたときは、指定工事事業者証を管理者に返納するものとする。

3 指定工事事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事事業者証を管理者に提出するものとする。

4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更のあったとき又は給水装置工事の事業を廃止、休止若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則第34条第2項に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則第18条第3項及び第34条第2項に定められている様式第2による第5条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本

3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則第35条に定められた様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

- (6) 第17条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第18条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施工する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に参酌すべき特段の事業があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第10条 次の各号に該当するときは、そのつど本市広報等に掲載して公示する。

- (1) 第4条の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) 第5条の2第4項において準用する第5条の規定により指定工事業者の指定を更新したとき。
- (3) 第7条の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (4) 第8条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
- (5) 前条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施工しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

- 2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第12条 指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- 2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- 3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則第22条に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

- 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、1つの事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1つの主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第4章 指定給水装置工事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第13条 指定工事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施工するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施工すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施工した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施工の場所

ウ 施工完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ 竣工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第14条 指定工事業者は、給水条例第7条第2項に規定する設計審査を受けるため設計審査に係る申請書に設計図を添えて、管理者に申請しなければならない。

(工事検査)

第15条 指定工事業者は、給水条例第7条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により管理者に申請しなければならない。

2 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

第16条 削除

(主任技術者の立会い)

第17条 管理者は、指定工事業者が施工した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施工した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施工した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第18条 管理者は、指定工事業者が施工した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(表彰)

第19条 管理者は、指定工事業者が水道事業に関し、著しく功績が顕著であると認める

ときは、これを表彰することができる。

(諮問機関)

第20条 管理者は、次の各号に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として糸満市上下水道部指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「指定工事事業者審査委員会」という。）を設置する。

(1) 第8条の規定による指定の取消し

(2) 第9条の規定による指定の停止

(3) 前条の規定による表彰

2 前項の指定工事事業者審査委員会について必要な事項は、別に定める。

(講習会)

第21条 管理者は、給水装置の工事の施工に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができる。

(施行細目)

第22条 この規程に定めるもののほか、施行に関して必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、公布の日から施行する。

(糸満市給水工事指定店規程の廃止)

第2条 糸満市給水工事指定店規程（昭和48年水道管理規程第9号）は、廃止する。

(旧規程に基づく糸満市給水工事指定店に対する経過措置)

第3条 改正前の糸満市給水工事指定店規程（以下「旧規程」という。）により指定を受けている糸満市給水工事指定店は、改正後の糸満市水道事業給水条例（平成10年糸満市条例第5号。以下「新条例」という。）第7条第1項の適用については、平成10年4月1日から90日間（次項の規定による届出があつたときは、その届出があつたときまでの間）は、改正後の糸満市水道事業給水条例第7条第1項の指定を受けた者とみなす。

2 旧規程により指定を受けている糸満市給水工事指定店が、平成10年4月1日から90日以内に、次の各号に定める事項を管理者に届け出たときは、新条例第7条第1項の指定を受けた者とみなす。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 法人である場合には、役員の氏名
 - (3) 事業の範囲
 - (4) 事業所の名称及び所在地
- 3 前項の届出は、改正水道法附則第2条第2項の届出に関する省令により定められた別記様式による届出書を提出して行うものとする。
- 4 前項の届出書には、法人にあつては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあつては住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。
- 5 第2項の届出を行う糸満市給水工事指定店は、届出と同時に旧規程に基づく糸満市給水工事指定店認可証を管理者に返納しなければならない。
- 6 管理者は、第2項の届出の受理後、速やかに、新規程第6条に定める糸満市指定給水装置工事事業者証を交付する。
- 7 第2項の規定により、新条例第7条第1項の指定を受けた者とみなされた者についての本規程第8条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条中「次の各号」とあるのは「第1号から第3号又は第5号から8号まで」と、同条第2号中「第5条各号」とあるのは「第5条第2号又は第3号」と読み替えるものとする。
- 8 第2項の規定により、新条例第7条第1項の指定を受けたとみなされた者について、新規程第13条を適用する場合においては、平成11年3月31日までの間、同条第1号、第4号及び第6号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは「給水装置工事主任技術者又は旧規定による給水装置工事責任技術者の資格を有する者」と読み替えるものとする。

(旧規程に基づく給水装置工事責任技術者に対する経過措置)

第4条 平成10年3月31日において次の各号のいずれかに該当する者は、給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第69号）附則第3条第1項に定める経過措置の適用並びに前条第8号に定める経過措置の適用にあたり、旧規程による給水装置工事責任技術者の資格を有するものにあたりとみなす。

- (1) 旧規程に基づく給水装置工事責任技術者としての登録をうけている者
- (2) 旧規程に規定する給水装置工事責任技術者としての登録資格を有し、登録可能期間が満了していない者
- (3) その他管理者が前号の者に相当すると認める者

附 則（平成 13 年 9 月 1 日水管規程第 4 号）

この規程は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日水管規程第 1 号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日水管規程第 10 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 9 日水管規程第 2 号）

この規程は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 5 日水管規程第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程施行の際、改正前の糸満市水道部指定給水装置工事事業者規程及び糸満市水道事業長期継続契約を締結することができる契約を定める規程によりなされた処分、手続き、契約その他の行為は、改正後の糸満市水道部指定給水装置工事事業者規程及び糸満市水道事業長期継続契約を締結することができる契約を定める規程によりなされた処分、手続き、契約その他の行為とみなす。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日水道部告示第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日水管規程第 4 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 1 日水管規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行し、令和元年 12 月 20 日から適用する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日水管規程第 3 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日水管規程第 2 号）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1(第4条関係)

(表面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

糸満市長 殿

年 月 日

申請者 氏名又は名称 印
住 所
代表者氏名
連 絡 先

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び 数	別表のとおり

(備考)この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

※事業の範囲には給水装置の新設・改造・修繕・撤去から選択すること

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考)この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第2(第4条及び第7条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称



住 所

代表者氏名

殿

(備考)この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第2の2(第6条関係)

糸満市上下水道部指定給水装置工事事業者証

指定番号 第 号

事業者

所在地

代表者

糸満市上下水道部指定給水装置工事事業者規程に基づき、上記の者を当部給水装置工
事事業者に指定する。

有効期限 年 月 日

年 月 日

糸満市長

様式第3(第12条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

糸満市長 殿

年 月 日

届出者 印

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任の年月日
上記事業所で解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	解任の年月日

(備考)この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

※免状または技術者証の写し、雇用関係を証明する書類（在職証明書等）を添付

様式第 10(第 7 条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

糸満市長 殿

年 月 日

届出者 印

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

(備考)この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第 11 (第 7 条関係)

指定給水装置工事事業者 廃止 届出書
再 開

糸満市長 殿

年 月 日

届出者 印

水道法第25条の7の規定に基づき、水道装置工事の
事業の 廃止 休止 再開 の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

(備考)この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式

(表面)

旧指定給水装置工事事業者届出書

殿

年 月 日

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名
印

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	

(備考)この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(裏面)

給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称	事業所の所在地

(備考)この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第 1（第 4 条関係）

様式第 2（第 4 条及び第 7 条関係）

様式第 2 の 2（第 6 条関係）

様式第 3（第 1 2 条関係）

様式第 1 0（第 7 条関係）

様式第 1 1（第 7 条関係）

別記様式